28年度介護保険料額決定通知書を送付します

65歳以上の方を対象とした、28年度の介護保険料額決定通知書を、7月12日（火）に送付します。

保険料の納付方法については、受給している年金から天引きとなる方と、指定された納期限までに納付書や口座振替などの方法により各自で納める方がいます。保険料額決定通知書が届きましたら、保険料額や保険料の納付方法をご確認ください。

納付書で納める方は、27年度から全国のコンビニエンスストアで納付できるようになりました（納期限までに納付する場合）。また、日中に外出することが難しい方、納め忘れが心配な方は、便利な口座振替をご利用ください。

◎保険料額の決まり方

65歳以上の方の介護保険料額は、市全体の介護保険のサービスに要する費用が賄（まかな）えるよう算出された「基準額」を基に、被保険者本人や世帯員の前年中の所得に応じて算出されます。所得が少ない方については、保険料の負担が生活を圧迫することがないよう、低い保険料額が設定されます。

◎保険料を滞納すると

介護保険制度は、65歳以上の方が納める保険料のほか、40歳～64歳の方が公的医療保険の保険料と併せて納めている保険料、納税者全員が負担する公費（税金）を財源として、多くの方で負担を分かち合うことにより成り立っています。

こうした負担の公平性を保つため、保険料を滞納した方には、その滞納の期間に応じて、介護サービスを利用した際の保険給付に一定の制限を設ける措置（自己負担の割合の引き上げや一部の給付の差し止めなど）を行うことになります。

介護保険は介護が必要になったときに、誰もが安心してサービスを利用できるための制度であり、介護を受ける本人だけでなく、その家族にかかる負担を軽くするものでもあります。

保険料の納期内納付に、ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは介護福祉課保険係☎470・7818へ。

新しい「介護保険負担割合証」を送付します

65歳以上の介護保険の被保険者で、要介護（支援）の認定を受けている方に交付している「介護保険負担割合証」が、8月1日を基準日として一斉更新となります。

8月1日（月）から使用する新しい「介護保険負担割合証」は、7月末までに郵送します。これまで使用していた負担割合証は「黄色」でしたが、新しい負担割合証は「水色」になりますので、ご確認ください。

8月1日（月）以降に介護サービスを利用する際は必ず「介護保険被保険者証（緑色）」とともに、新しい「介護保険負担割合証」をケアマネジャーに提示してください。

8月1日（月）以降に、古い「介護保険負担割合証」で介護保険のサービスを利用すると、差額分の納付や払い戻しが必要となることがありますので、ご注意ください。

【交付対象】要介護（支援）認定を受けた方

【交付時期】原則年1回（8月1日）。ただし、住民税の所得更正などにより負担割合が変更になった方や、新たに要介護（支援）認定を受けた方には、随時交付します

【適用期間】8月1日（新たに認定を受けた方は申請日）～翌年の7月31日

◎利用者負担の割合について

介護保険のサービスを利用した際の利用者負担は、前年の所得金額に応じ、2割または1割になります。

【2割となる方】本人の前年の合計所得金額が160万円以上の方（ただし、本人の前年の合計所得金額が160万円以上の方でも、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身世帯で280万円未満、65歳以上の方が2人以上の世帯で346万円未満の方は1割負担となります）

【1割となる方】前記以外の方

◎介護保険被保険者証や負担割合証を紛失・汚損したとき

申請により、郵送または介護福祉課（市役所1階）で再交付します。なお、同課で直接再交付証を受け取る場合は、次の①と②が必要です。

①本人確認ができる身元確認書類（運転免許証・パスポートなど）

②マイナンバー（個人番号）が確認できる書類（マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード）

詳しくは介護福祉課☎470・7750または☎470・7818へ。

介護サービス費の自己負担が高額になったとき

高額介護（介護予防）サービス費の支給

1カ月に利用した介護サービスの自己負担額（以下「利用者負担額」）が一定の上限を超えた場合は、超えた額が「高額介護サービス費」として給付されます。対象となる場合、新規の方には「支給申請書」、継続の方には「支給決定通知書」を送付します。

※同一世帯に介護サービス利用者が複数いる場合は、利用者負担額を合計して、高額介護サービス費を算定します。

◎利用者負担額

所得段階に応じて上限額（所得区分）を設けています。所得区分は、毎年8月1日に、当年度の住民税課税所得（市民税・都民税納税通知書の「課税標準額」）と世帯構成の状況から判定します。

所得区分は、住民税課税世帯が「区分5」または「区分4」、非課税世帯が「区分3～区分1」で構成され、「区分5」（同一世帯内に65歳以上〈第1号被保険者〉で課税所得145万円以上の方がいる場合）の上限額は、4万4400円です。

介護保険基準収入額適用申請

「区分5」（上限額4万4400円）と判定された方でも、次の①②のいずれかに該当する場合は、「介護保険基準収入額適用」を申請し適用されると、申請月の翌月から「区分4」（上限額3万7200円）に変更されます。

◎基準収入額適用の判定条件

①同一世帯に65歳以上の被保険者が複数人の場合＝収入額の合計が520万円未満

②同一世帯に65歳以上の被保険者が1人の場合＝収入額が383万円未満

※「収入額」は、前年の収入で必要経費や公的年金控除などを差し引く前の金額です。

◎「介護保険基準収入額適用申請書」を送付します

該当すると思われる方には、「介護保険基準収入額適用申請書」を送付します。申請書が届いた方は、7月中に、必要事項を記入の上、介護福祉課（市役所1階）に必ず申請してください。適用された場合は、8月1日（月）からの利用者負担限度額の所得区分が、「区分5」から「区分4」に変更されます。判定結果は別途送付する通知書でご確認ください。

※新たに要介護認定の申請をする方は、随時、この適用申請を行っていただきます。

【ご注意】「医療保険制度の申請」とは、世帯員の範囲が異なりますので、必ず「介護保険制度の申請」を行ってください

詳しくは同課介護サービス係☎470・7750へ。

固定資産税の現況調査にご協力を

家屋の調査について

29年度からの固定資産税・都市計画税の基となる評価額を算出するため、28年1月2日～29年1月1日に新築や増築をした家屋を対象に、家屋調査を行います。

調査は市職員が複数人で伺い、所有者の立ち会いの下、家屋の外回りと内部の間取り・使用資材などを確認するものです。家屋調査を行うときは、事前に文書で連絡し、日時を約束してから伺います。

家屋の取り壊し・増築の際にはご連絡を

建物の全部または一部を取り壊した場合、または建物を増築した場合には、登記・未登記にかかわらず、ご連絡ください。

土地の調査を実施します

土地の利用状況を調査するため、市職員が市内全域を自転車で巡回します。調査の実施期間は10月～12月頃です。

※家屋・土地ともに、調査時には市職員が「固定資産評価補助員証」を携帯しています。

詳しくは課税課家屋資産税係☎470・7777（内線2342～2344）、土地資産税係（内線2338・2339・2341）へ。

障害などの当事者が考える差別・配慮について（第3回）

東久留米市手をつなぐ親の会　長田菜穂美

障がいのある人もない人も同じように暮らすことができる社会を願い、「親の会（知的障がいのある子どもの親の会）」は、活動と運動を始めてから約50年が経ちます。

知的障がいのある人の中には見た目で障がいがあると分かりづらい場合があり、障がいの特性によるその不自由さ、生きにくさは一人ひとり違います。そのために誤解されることも多いことから、全国の親の会で知的障がいのある人を知ってもらう冊子を作り、地域の皆さんに配布する活動も行っています。

ユニバーサルデザインをご存じの方は多いと思いますが、文化・言語・国籍の違い、老若男女の差異、障がい、能力がどうであるかを問わず、できるだけ多くの人が利用可能であるデザインとして施設・製品・情報など工夫されているものを日常の暮らしの中で発見することができます。知的障がいのある人にとって飲食店の写真付きメニューや交通機関のICカード、絵文字（ピクトグラム）表示などは便利と実感する物の一例です。

暮らしの中のさまざまな場面で知的障がいのある人にとって生きにくさはありますが、地域には「静かに見守ってくださる」「ゆっくり分りやすい言葉で話してくださる」など、ちょっとした配慮をしてくださる人がたくさんいます。ただ、一方では「心のバリア」のようなものを空気で感じることもまだあります。障害者差別解消法の施行を機にこれまで気付いていなかったことに気付き、普段の何気ない言動に「心のバリア」はないだろうか、どんな手助けをしたらよいのか迷ったときは、「何かお手伝いしましょうか」と声を掛けていただくコミュニケーションもよいかもしれないと思っています。

合理的配慮という言葉は難しいのですが、本人にとって難しい・分からないという場面に配慮することで、できる・分かったにつながることがあります。少しでも自信や達成感のある社会参加ができることを願って、これからも活動と運動を続けていきたいと思います。

障害者差別解消法について詳しくは障害福祉課☎470・7747へ。

27年度個人情報保護制度の運用状況と情報公開制度の利用状況

個人情報保護制度の運用状況

市では、個人情報の取り扱いの基本的事項を定め、個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、東久留米市個人情報保護条例を定めています。27年度の運用状況は、次の通りです。

個人情報の開示請求の処理状況は、17件中、開示決定4件、一部開示決定7件、非開示決定1件、不存在3件、取り下げ2件でした。訂正請求の処理状況は、3件中、棄却1件、認容決定2件でした。利用中止請求はありませんでした。また、異議申し立ては2件あり、却下1件の決定をしました。

情報公開制度の利用状況

市では、市民の皆さんの知る権利を保障し、市の諸活動を説明する責任を全うするため、東久留米市情報公開条例を定めています。27年度の利用状況は、次の通りです。

公文書の開示請求の処理状況は、65件中、開示決定21件、一部開示決定33件、非開示決定1件、不存在4件、取り下げ6件でした。また、異議申し立てはありませんでした。

詳しくは総務課法務・文書担当☎470・7714へ。

国民年金だより

納付猶予制度の対象年齢が拡大されます

国民年金の若年者納付猶予制度は、30歳未満の方を対象として、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合、申請をして承認されると保険料の納付が猶予されますが、この対象年齢が28年7月～37年6月の10年間に限り50歳未満に拡大されます。

本人・配偶者の前年の所得が一定額以下であれば申請により、保険料の納付が猶予されます。なお、世帯主の所得は審査の対象外です。

保険料を納めないままにしておくと、「もしも」のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。納めることが困難な場合は申請をしてください。

詳しくは武蔵野年金事務所☎0422・56・1411へ。